

入札心得書

- 1 入札参加者は、入札公告及びこの入札心得書を熟読の上、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、県の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、次の書類を提出してください。
 - (1) 入札参加申込書の提出期間に提出するもの
 - ア 県有財産一般競争入札参加申込書（様式第3号）
 - イ 委任状（様式第4号）
 - ※ 申込人又は代表者以外が入札する場合。
 - ※ 代表者以外の社員が入札する場合も委任状が必要です。
 - ウ 誓約書（様式第5号）（法人の場合は役員一覧を添付）
 - エ 印鑑証明書（法人の場合：提出前3カ月以内に発行されたもの）
印鑑登録証明書（個人の場合：提出前3カ月以内に発行されたもの）
 - オ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合：提出前3カ月以内に発行されたもの）
住民票の写し（個人の場合：提出前3カ月以内に発行され、個人番号の記載のないもの）
 - (2) 入札書の提出期間・提出日時に提出するもの
 - ア 入札書（様式第6号）
 - イ 入札保証金領収書（入札日当日、現金又は有価証券により納付する場合に交付します。）又は入札保証金払込票提出書（口座振込の場合）
 - ※ 入札参加申込書の提出期間及び入札書の提出期間・提出日時は、茨城県報に掲載する入札公告でご確認ください。
 - ※ 郵送により入札書を提出する場合、入札保証金の支払方法は口座振込のみです。
 - ※ 入札参加申込書類はすべて、押印は不要です。
- 4 入札参加者は、入札公告に示された日時、場所及び方法により、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を納入しなければなりません。
- 5 入札保証金は、落札者の決定後、落札者を除き、この保証金を納付したときに発行した入札保証金領収書と引替えに還付します。

なお、落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに還付しますが、申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することもできます。
- 6 入札は、所定の入札書（様式第6号）に必要な事項を記載し、封書にて提出してください。
- 7 入札書には、申込人の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）を記入してください。

代理人が入札する場合は、申込人の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入してください。この場合に、申込人の本人確認を行うことがありますので、入札書を持参して提出する際には、申込人（代理人が入札する場合にあっては、代理人）の住所及び氏名が分かる運転免許証、社員証等の身分証明書を必ず持参してください。

また、入札書を郵送により提出する際には、申込人（代理人が入札する場合にあっては、申込人及

び代理人) に対し、電話、電子メールなどにより本人確認を行うことがありますので、必ず連絡が取れるようにしてください。

- 8 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 入札公告に示された入札に参加することができない者のした入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします（入札に関する条件）。
 - (1) この入札心得書第3項に定める書類を提出しない場合
 - (2) 入札について不正の行為があった場合
 - (3) 金額その他必要事項を確認し難い場合
 - (4) 指定の日時までには到達しない場合
 - (5) 指定の日時に入札保証金を納めない場合
 - (6) 入札書を2通以上提出した場合
 - (7) 他の申込人の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした場合
 - (8) 申込人の本人確認ができない場合
 - (9) 入札書の申込人欄（代理人欄に代理人の記載がある場合にあっては、申込人欄及び代理人欄）に記載された者と異なる者が入札した場合
 - (10) 入札書が鉛筆で書かれている場合
 - (11) 入札書の金額が訂正されている場合
 - (12) 酒気を帯びて入場する等、適正な入札の実施に支障があると判断される場合
 - (13) 入札に関し、県の担当職員の指示に従わない場合
- 10 開札は、入札の終了後直ちに、申込人を立ち合わせて行います。郵送による入札の場合等、申込人が立ち会わないときは、県の指定した職員を立ち合わせて開札します。
- 11 開札の結果、県の予定価格以上の有効な入札を行った者で最高額の入札を行った者を落札者とします。ただし、最高額の申込人が2者以上ある場合は、直ちに、くじにより落札者を決定します。
- 12 落札者が、落札の決定の日から県の定める日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することになります。
- 13 落札者は、売買契約の締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10の金額（1円未満切上げ）を、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに納入しなければなりません。
- 14 落札者は、売払代金から契約保証金を除いた金額を、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに納入しなければなりません。
- 15 契約保証金は、前項に規定する金額をその規定する期日までに完納したときは、売払代金の一部に充当します。ただし、その金額をその期日までに完納しないとき、又は、落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために売買契約を解除されたときは、県に帰属することになります。
- 16 この心得書に定めのない事項は、全て地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県公有財産事務取扱規則（昭和39年茨城県規則第21号）の定めるところによって処理します。